

## 広告板等の落下物対策について

建築物の外壁に取り付けられている広告板や機器類は、本体や支持部材に錆や腐食等が発生すると、強風時や地震時に落下するおそれがあります。落下により歩行者等に危害を加えないよう適切な維持管理が必要です。

### 背景

平成19年6月、東京都新宿区の雑居ビルにおいて屋外広告物が落下し、2名の方が負傷される事故があり、建築物の外壁に取り付けられた広告物の状況等について、全国的な調査が実施されました。

また、平成27年2月、札幌市の飲食店ビルの外壁に緊結された看板の一部が落下し、歩道を通っていた歩行者の頭部に当たり、負傷されるという事故が発生しました。

### 注意するポイント

#### 広告物・機器本体

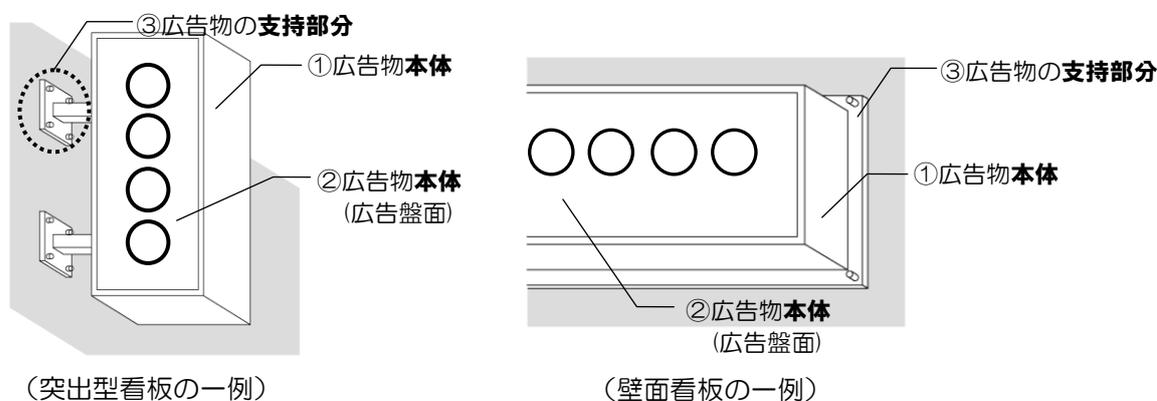
広告物本体及び金物類について、「取付不良」、「変形」、「腐食(さび)」、「塗装の劣化」、「電線のゆるみ、垂れ下がり」等がないか、必要に応じて双眼鏡等を使用し調査してください。

#### 広告物の支持部分等

広告物の取付け(支持)部分について、「変形」、「腐食(さび)」、「塗装の劣化」、「ボルト・ビス等の緩み」等がないか、必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認してください。

支持部材に錆や腐食が発生した場合は、強風時や地震時に落下するおそれがありますので、特に注意が必要です。

#### 【参考図】



### 問題がある場合の対策等

- 広告物設置業者や建築士，工務店等の専門家にまず御相談いただき，必要に応じて落下防止対策を講じていただきますよう，お願いいたします。
- 建築基準法第12条の規定に基づく定期調査報告の「2（17）（18）外壁に緊結された広告板，空調室外機等」の調査項目についても，「手の届く範囲を打診，必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認すること」が平成20年4月1日から必要となりました。結果の再確認をお願いします。

京都市 都市計画局 建築指導部 建築安全推進課 【電話】075-222-3613